

◎新潟県告示第503号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	7者	高田1092番21ほか80筆 7.7ha
新発田市	35者	宮古木山立617番1ほか982筆 88.4ha
阿賀野市	10者	保田城ノ越4830番ほか129筆 12.0ha
胎内市	5者	築地宮の下1314番ほか17筆 6.0ha
聖籠町	7者	諏訪山松庵2115番1ほか17筆 1.5ha
新潟市	63者	北区上大月川端145番ほか608筆 54.1ha
三条市	7者	大宮新田出来潟870番ほか33筆 5.4ha
燕市	9者	高木5384番ほか28筆 5.7ha
田上町	4者	田上嶋へイ3560番1ほか75筆 7.4ha
弥彦村	2者	矢作柿ノ浦7432番ほか38筆 3.4ha
長岡市	5者	高島町上の島2232番ほか28筆 3.0ha
見附市	3者	漆山町惣六2028番ほか8筆 4.7ha
魚沼市	2者	岡新田上島209番ほか14筆 1.2ha
十日町市	1者	高島4089番ほか1筆 0.1ha
上越市	5者	吉川区神田町十号412番ほか34筆 5.2ha
妙高市	1者	除戸西原546番1ほか9筆 0.2ha
糸魚川市	1者	田屋十二平600番 0.2ha
佐渡市	33者	城腰下町1732番ほか189筆 24.5ha
合計	200者	2,308筆 230.7ha

2 認可年月日

平成30年4月26日